

おおすか整形外科

通所(介護予防通所)リハビリテーション重要事項説明書

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

通所リハビリテーション担当者

電話:047-411-8004

* ご不明な点、ご意見、ご要望、苦情等がございましたらお気軽にお申し出下さい。

2 当事業所の概要

(1) 提供するサービスの種類と地域

名称	おおすか整形外科通所(介護予防通所)リハビリテーション
所在地	千葉県船橋市東船橋 1-22-8
介護保険指定番号	通所リハビリテーション(船橋市 1212817757 号)
利用定員	1 単位 6 名
対象地域	東船橋、宮本、前原西、中野木、駿河台、市場、東町
第三者評価	実施なし

(2) 職員体制

	業務内容	人数
管理者	職員・業務の管理、相談・サービス調整	1(医師兼務)
医師	診療	1
理学療法士	通所リハビリテーション計画に基づくサービスの提供等	2

(3) 設備の概要

定員	6 人(1 単位)
機能訓練室	126.85(m ²)
送迎車	1 台

(4) 営業日・営業時間

営業日・営業時間	月・水・金曜日 午後 13 時～午後 14 時 30 分
休業日	火・木・土・日曜日・祝日・夏季休暇・年末年始

3 サービスの内容

(1) 通所(介護予防通所)リハビリテーション

日常生活動作(ADL)の維持・向上、生活の質(QOL)の維持・向上、その他利用者の心身状態の改善を目的として、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に沿った通所リハビリテーション計画を作成した上で適切なリハビリテーションを提供します。

(2) 送迎サービス

送迎が必要な利用者には、車輛による送迎を行います。ただし、送迎車の巡回 時間、定員、道路事情等によりご希望にそえない場合がありますのでご了承ください。

以下の事故に関しては当事業所では責任を負いかねますのでご了承ください。

- ① 利用者ご自身による来所または帰宅時、ご家族等による送迎時に発生した事故
- ② 送迎サービス利用時に職員が到着する前に発生した事故

4 サービスの利用にあたって

(1) 健康チェック

- 1 利用日にはご自宅でも健康チェックを行ってください。風邪その他の病気の場合は、サービスの提供をお断りすることがあります。
- 2 当日の施設での健康チェックの結果体調が悪い場合は、サービスの内容を変更し、又はサービスを中止することがあります。この場合には、ご家族に連絡の上で対応します。

(2)送迎の連絡方法

- 1 あらかじめお配りする送迎車運行予定表に基づき送迎を行いますので、所定の時間に乗車できるよう余裕をもって準備をお願いします。
- 2 利用当日の欠席の連絡は、あらかじめお知らせする方法により確実に行ってください。

(3)利用料等

利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。

(4)支払方法

- 1 利用料金のお支払いは口座振替となります。利用翌月の 27 日が振替日となります。
- 2 ご契約時に「預金口座振替依頼書」に金融機関名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義人をご記入頂き、金融機関お届け印をご捺印下さい。

3 振替お手続きがお済みでない場合は、お振込をお願いします。その場合は利用翌月の 27 日が期日となります。

*初回利用月の 13 日まで振替手続きが出来ない場合、初回利用料分はお振込となります。

(5) 金銭貴重品

金銭・貴重品の持ち込みはご遠慮ください。紛失時または破損時に責任を負いかねます。

5 緊急時の対応方法

サービスの提供中に利用者の容態に変化、事故等があった場合は、ご家族、主治医、救急隊、居宅介護支援事業者等へ連絡します。

6 災害発生時の対応方法

サービスの提供日、またはサービス提供中に何らかの災害が発生した場合は、ご家族、居宅介護支援事業者等へ連絡し、以下の対応を行います。

(1) 地震

船橋市周辺において震度 6 以上の地震が発生した場合、被災状況などを総合的に勘案し、屋外へ避難が必要であると判断した場合は、千葉県立船橋高校グラウンド、もしくは船橋市立宮本中学校へ避難します。

(2) その他

大雨、暴風、大雪警報発令時、その他利用者の安全が確保できないと判断した場合に、通所リハビリテーションのサービス提供を中止します。

参考：船橋市警報発表基準

- ・大雨警報 表面雨量指数 19mm
- ・暴風警報 平均風速 陸上 20m/s
- ・大雪警報 12 時間降雪の深さ 10cm

7 個人情報保護の取り組みについて

- (1) 個人情報の取得にあたっては、その利用目的を明示し、利用目的を達成するために必要な限度を超えない範囲で行います。
- (2) 保有個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置を講じて適切な管理を行います。

8 苦情等の対応について

- (1) 利用者又は利用者のご家族は、提供されたサービスに不満がある場合、苦情受付機関に苦情を申し立てることができます。なお当事業所の苦情申立窓口は下記のとおりです。
電話 047-411-8004
FAX 047-411-0778
- (2) 利用者又は利用者のご家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。